

和光市と国立研究開発法人理化学研究所和光事業所との相互協力に関する協定書

和光市と国立研究開発法人理化学研究所和光事業所（以下「両者」という。）は相互協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が一層の協力を進めることにより、地域及び産業の発展、持続可能な社会の構築、科学技術の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 両者は、前条に定める目的の実現するため、次に掲げる事項を協力するものとする。

- （1） 地域及び産業の振興に関すること
- （2） 防災対策及び環境保全に関すること
- （3） 科学技術の普及啓発及び教育に関すること
- （4） 外国人支援に関すること
- （5） その他、目的を達成するために必要な事項

（個別覚書の取交）

第3条 前条の協力事項を実施するため、具体的な内容を取り決める必要がある場合は、両者協議の上、本協定に基づく個別覚書等を取り交わすことができるものとする。

（秘密保持）

第4条 第2条の協力事項を実施するため、守秘義務のある資料及び情報等を相手方に提供する場合は、両者協議の上、その取扱いについて別途定めるものとする。

（連携窓口の設置）

第5条 両者は、第2条に掲げる事項の協力を円滑に推進するため、それぞれ次のとおり連携窓口を設置し、連絡・調整を行うものとする。

- （1） 和光市 企画部
- （2） 国立研究開発法人 理化学研究所 和光事業所 研究支援部

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から2025年3月31日とする。

- 2 期間満了の1ヶ月前までに、両者の合意がなされた場合は、有効期間を5年間延長できるものとし、それ以降も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年11月 1日

甲 埼玉県和光市広沢 1－5
和光市
市長 松本 武洋

乙 埼玉県和光市広沢 2－1
国立研究開発法人 理化学研究所 和光事業所
所長 船田 孝司

以上